

銀行・信用金庫
信用組合・農漁協
労働金庫・信漁連 御中

預金口座振替依頼書

収納代行会社	三井住友カード株式会社 (旧クオーク)
--------	------------------------

振替日	8日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)
-----	-------------------------

(フリガナ)			〒
申込人名		申込人住所	TEL

預金口座	金融機関コード	支店コード	預金種目 (どちらかに○印)	口座番号	
		銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協 労働金庫・信漁連	本店 支店 出張所	1. 普通 2. 当座	
	(フリガナ)				金融機関 お届出印
	口座名義人	(法人の場合は、社名、代表者、役名、氏名、フリガナを省略せずご記入ください。)			印

<収納企業使用欄>

収納依頼企業名	NCS & A 株式会社	料金等の種類	サイト利用料
契約者番号	委託者コード	顧客コード	
	9 9 3 0 1 3 0 2	0 0 0 0	

私は、上記収納代行会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

—預金口座振替規定—

- 銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協等(以下銀行という)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。また、引落後の代金領収書は請求致しません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長時間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。
- 上記契約番号につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。

金融機関使用欄	(不備返却理由)			
	1. 預金取引なし		3. 印鑑相違	
	2. 記載事項等相違		店名、預金種目、口座番号、 口座名義	
	4. その他()			
備考				
検印	印鑑照合	受付印		

(金融機関へのお願い)
この預金口座振替依頼書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記返却先へご返送ください。

(不備返却先)
〒550-0014 大阪府大阪市西区北堀江3-6-11
三井住友カード株式会社
Jライン口座振替係

捨印



お客様 → 委託者 → 三井住友カード → 金融機関

金融機関用